

全農薬通報

No. 346

2024年（令和6年）12月27日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・第313回理事会、第314回理事会
- ・第59回通常総会、第47回全国集会、情報交換会
- ・第11回農薬安全コンサルタントリーダー研修会

◎行政からのお知らせ

- ・所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進について
- ・冬季の省エネルギーの取組について

◎全農薬ひろば

- ・ヒイラギ



全国農薬協同組合



〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL：03-3254-4171

FAX：03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail：info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

2025年（令和7年）

- 1月 6日(月) 仕事始め
- 1月 7日(火) 農薬工業会賀詞交歓会（経団連会館）
- 1月 22日(水) 16:00～ 農薬工業会との情報交換会(執行部)
- 2月 3日(月)～7日(金) 第103回植物防疫研修会(日本植物防疫協会会議室)
- 2月 4日(火) 2025年度 中国・四国地区会議(丸亀市)
- 2月 5日(水) 2025年度 近畿地区会議(大阪市)
- 2月 6日(木) 2025年度 東海地区会議(名古屋市)
- 2月 13日(木) 2025年度 北陸地区会議(金沢市)
- 2月 18日(火) 2025年度 東北地区会議(仙台市)
- 2月 19日(水) 2025年度 関東・甲信越地区会議(文京区)
- 2月 20日(木) 2025年度 北海道地区会議(札幌市)
- 2月 26日(水) 2025年度 九州地区会議(熊本県上益城郡益城町)
- 4月 23日(水) 10:30～17:00 第317回理事会(執行部協議会、各委員会)
- 7月 未定 2025年度 農薬シンポジウム in 愛媛
- 7月 17日(木) 13:30～17:00 安全協常任幹事会・情報交換会
- 9月 18日(木) 10:30～17:00 第318回理事会(執行部協議会、各委員会)
- 10月 上旬 第104回植物防疫研修会
- 10月 22日(水) 13:30～15:30 監査会(理事長、監事)
- 10月下旬～11月上旬 第12回農薬安全コンサルタントリーダー研修
- 11月 12日(水) 13:00～15:00 第319回理事会
- 11月 12日(水) 16:00～18:30 クロップライフジャパン虫供養(浅草寺)
- 11月 13日(木) 10:30～12:00 創立60周年記念 第60回通常総会
- 11月 13日(木) 13:00～19:30 第48回安全協全国集会・情報交換会
- 12月 10日(水) 13:30～17:00 第320回理事会(執行部協議会、各委員会)
- 12月 11日(木) 10:30～12:00 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

「植防関係団体」

- 5月 14日(水) 令和7年度 クロップライフジャパン 総会
- 6月 4日(水) 令和7年度 日本くん蒸技術協会 総会
- 6月 11日(水) 令和7年度 農林水産航空協会 総会(予定)
- 6月 13日(金) 令和7年度 日本植物防疫協会 総会
- 6月 17日(火) 令和7年度 緑の安全推進協会 総会
- 6月 17日(火) 令和7年度 残留農薬研究所 評議員会
- 6月 17日(火) 令和7年度 全国植物検疫協会 総会

組合からのお知らせ

1. 第313回理事会

開催日時 2024年9月19日(木) 14:00~16:40

開催形式 来所出席、書面審議

出席者：理事 17名中 16名来社出席、1名書面審議

監事 3名中 3名来社出席

来社出席役員

(理事長) 大森 茂

(理事) 木幡光範、池田憲亮、山本真一、栗原秀樹、佐藤友紀、中村哲郎、
鈴木健司、村上昭一、堅田充宏、金田敏明、橋爪雅彦、田中公浩、
喜多泰博、安武広信、安部了一

(監事) 伊藤一貴、青木貴行、金井正和 書面審議理事 佐藤 剛

定刻になり、事務局より本日の会議出欠状況が報告され、理事会が有効に成立する旨が告げられた。

理事長挨拶

4月の理事会以来ですが、お忙しい中来社で出席いただき感謝いたします。7月に安全協常任幹事会、そして栃木県・大分県での農薬シンポジウムも開催ができました。限られた時間での会議となりますが、皆様のご協力を宜しくお願いします。

(1) 議決事項

1) 2024年度決算(案)に関する件

理事会資料に基づき事務局から事業分野別に説明され、2024年度決算(案)、利用分量配当金(案)、出資配当金(案)、特別追加奨励金(案)について諮り、全員異議無く承認された。

2) 組合員の加入・脱退に関する件

・新規加入

奈良県 株式会社ならのう

創業 2014年11月18日

代表者 宇野彰一

2024年10月1日より加入

・脱退

大阪府 大同商事株式会社 大阪営業所

創業 1956年4月13日

代表者 大多和修

脱退理由 同社農薬事業担当者が退社し全農薬・安全協事業を引き継がない為。



大森理事長

2024年9月30日で脱退

組合員の加入・脱退について諮り、全員異議無く承認された。

3) 2025年度事業計画(案)に関する件

資料に基づき事務局から事業計画(案)について説明し、異議無く承認された。

4) 2025年度安全協事業計画(案)に関する件

理事会資料に基づき事務局より安全協事業費(教育情報事業費)収支予算(案)について説明し、2025年度安全協事業費(教育情報事業費)収支予算(案)について諮り、全員異議無く承認された。

5) 第59回通常総会、第315回理事会、第47回全国集会の開催に関する件

開催内容とスケジュール案を事務局から議事資料により説明され、第59回通常総会、第315回理事会及び第47回全国集会の開催に関する件について諮り、全員異議無く承認された。

(2) 協議事項

1) 全農薬ビル「共同での建て替え」 進捗について

- これまでの経緯、全農薬事務局の事務所移転について事務局より報告され意見交換を行った。

2) 2024年植物防疫ブロック会議について

2024年の植物防疫地区協議会(植物防疫ブロック会議)日程が報告されたが、例年より決定が遅れており、詳細について未定な地区もあるため、2024年のブロック会議の場所・要綱は、発表され次第お伝えすることとした。

(3) 報告事項

1) 各委員会報告

- 総務委員会 山本委員長
全農薬ビルの建て替えについて



山本委員長

- 経済活動委員会 木幡委員長

共同購買事業は収益の柱であるそのポジションは継続させ、市場分析とシェア拡大策を検討していく。

全農薬の取扱品目の拡大について、継続して取引メーカーと協議していきたいと、理事・監事の皆様もメーカー幹部との面談時、全農薬の幹部であり協力を願いたい旨をメーカーに伝えていただきたい。



木幡委員長

・教育安全委員会 橋爪委員長
会議がリアル開催できるようになったので、来年2月開催の地区会議、指導農薬講習会の進め方、農薬シンポジウムの開催内容等々について継続して現地と協議し実施していく。



橋爪委員長

・IT・広報委員会 中村委員長
受発注システムの利便性向上、受発注システムデータの有効活用を検討していく。



中村委員長

2) 第51回安全協常任幹事会報告

資料により報告された。(全農薬通報 345号参照)

3) 2024年農薬シンポジウム報告

資料により報告された。(全農薬通報 345号参照)

4) 第11回農薬安全コンサルタントリーダー研修会(10/16~18)について
資料により報告された(本通報P@@参照)。

5) 総合防除(IPM)全国キャラバン(各農政局開催)について
資料により報告された(全農薬通報 345号参照)

6) 2025年2月地区会議日程について

アフターコロナで既に国内の会合予約の動きが早く、本年の各地区会議終了時点で既に会場は取り合いの状況。来年2025年の会場の早い確保が必要であり、既にお伝えした通り下記日程での開催を予定する。

2025年

2月04日(火)	中四国(丸亀)	オークラホテル丸亀
2月05日(水)	近畿	大阪ガーデンパレス
2月06日(木)	東海	メルパルク名古屋
2月13日(木)	北陸	石川県地場産業振興センター
2月18日(火)	東北(仙台)	ホテルモントレー仙台
2月19日(水)	関東甲信越	東京ガーデンパレス
2月20日(木)	北海道	自治労会館(札幌)
2月26日(火)	九州	熊本空港ホテルエミナース

一昨年度～本年度に準備し受講した Web 研修教材（事務局手配教材、各地区手配教材＝地区会議議講演教材、指導農薬教材）を全農薬 HP の安全協ポータルサイトにアップしアンケートに答える形式の研修は、組合員からこの Web 研修環境を継続すべきとの意見があり、継続し実施する。

各地区で準備する 2 コマの研修講師・教材準備手配を、各地区長に年内早期からお願いした。

7) 支部別特別奨励実績 8 月累計について
9 月累計実績で総会後の組合行事で表彰する。

8) 組合員事業所永年勤続従業員表彰について
資料により報告された。

9) その他

- ① 創立 60 周年記念誌の発行について
- ② 全農薬受発注システムの改修について



栗原副理事長

以上について事務局より報告された。
副理事長より閉会の挨拶。
議事終了し閉会となった。

2. 第314回理事会

開催日時 2024年11月20日(水) 13:30~15:30

開催形式 来所出席、書面事前審議

出席者 理事 18名中来所出席 17名、書面事前審議 1名

(理事長) 大森 茂 (副理事長) 栗原秀樹

(理事) 木幡光範、佐藤 剛、池田憲亮、山本真一、佐藤友紀、中村哲郎、
鈴木健司、村上昭一、堅田充宏、金田敏明、橋爪雅彦、田中公浩、
喜多泰博、安武広信

(監事) 伊藤一貴、青木貴行、金井正和

書面審議 安部了一

定刻になり事務局より本日の出欠状況が報告され、理事 18名中、出席 17名、
書面事前審議 1名であり、理事会成立の要件を満たしている旨が告げられた。

理事長挨拶

開会にあたり理事長より挨拶



(1) 議決事項

1) 第59回通常総会提出議案について

第1号議案 2024年度決算関係書類承認の件

第2号議案 2025年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

第3号議案 2025年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第4号議案 2025年度借入金最高限度額(案)決定の件

第5号議案 役員報酬額(案)決定の件

第6号議案 役員任期満了につき改選の件

(2) 協議事項

1) 2025年 第60回通常総会・安全協第48回全国集会の日程会場について 日程案

2025年11月12日(水) 午後 理事会

11月13日(木) 午前 通常総会

午後 安全協全国集会、情報交換会

(3) 報告事項

1) 第59回通常総会 議案審議後の組合の行事の確認について

2) 第47回全国集会の確認について

閉会

3. 第59回通常総会

招集日時 2024年9月30日(月)

開催日時 2024年11月21日(木)10:00~11:30

開催場所 海運クラブ 東京都千代田区平河町二丁目6番4号 海運ビル

組合員数 190社(2024年9月30日時点)

出席組合員数 168社(内 本人57社、委任状提出111社)



・出席理事の氏名(17名中16名出席)

大森 茂、栗原秀樹、

木幡光範、佐藤 剛、

池田憲亮、山本真一、

佐藤友紀、中村哲郎、

鈴木健司、村上昭一、

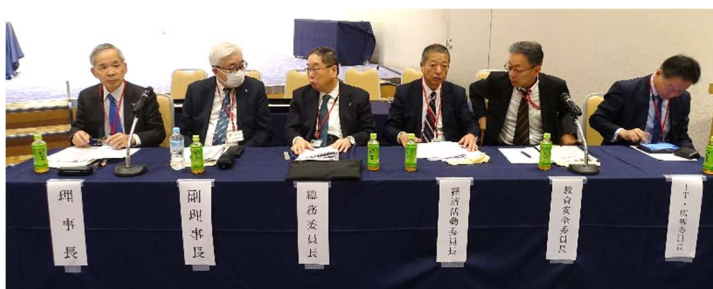
堅田充宏、金田敏明、

橋爪雅彦、田中公浩、

喜多康博、安武広信、(欠席)安部了一

・出席監事の氏名(3名中3名出席)

伊藤一貴、青木貴行、金井正和



執行部席



鈴木参事

(1) 開会

定刻に至り、事務局鈴木参事より、本日の通常総会は出席組合員数第59期末組合員数190社に対し、本人出席が57社、委任状提出111社、合計168社であり、定款第41条の法定数を満たしているため、有効に成立する旨を報告し、開会を宣言した。

大森理事長より挨拶

本日は、この総会また午後の全国農薬安全指導者協議会 全国集会にお越しいただき、ありがとうございます。

全農薬は、来年度創立 60 年と言う節目を迎えますが、農薬の販売・流通に対する課題は、より複雑になっているように思っています。一方、組合員各社において、課題も様々であろうと考えています。

全農薬として、組合員各社にどのようなサービスを今後展開していくか、総会また安全協全国集会、そして懇親会も通じて、率直なご意見を賜ればと思っています。

全農薬ビルにつきましては、前年度に説明した通り、夏頃より取り壊す予定で、全農薬の事務所も別の場所に引っ越しをする予定としています。

また、全農薬とは別組織ではありますが、全農薬組合員の従業員を対象とした福利厚生制度の一つである全国ビジネス企業年金基金 通称「しっかり貯まる企業年金基金」について、未加入の組合員様において、検討の余地があれば企業年金基金事務局の方に、ご相談いただければと考えています。

先月の衆議院議員選挙やアメリカ大統領選挙の結果からも、現状に様々な不満が溜まっている社会環境のように感じますが、農薬業界においても今後様々な変革が必要な時代になっているように思っています。その舵取りを、組合員各位の意向を組み合わせながら、今後も全農薬として進めて行くこととなりますので、よろしく願いいたします。



大森理事長

(2) 議長選出

大森理事長から議長の選出を如何にするかと諮る。理事長一任との声があり、大森理事長は愛知県株式会社イノチオプラントケア 村上昭一氏を指名。全員拍手をもって承認、村上議長が議長席につき、議事に入った。



議長：村上理事

(3) 議事経過の要領及びその結果

第1号議案 2024年度決算関係書類承認の件

事務局鈴木参事が庶務関係、決算関係を事業報告書に基づき説明した。

次いで金井監事が次のような監査報告を行った。

金井監事：10月23日全農薬ビル事務所において、提出された2024年度事業

報告、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の各項目、帳票類について伊藤監事、青木監事と監査した。

その内容は適切なものと認めます。

村上議長から第1号議案について諮る。

拍手をもって原案通り承認された。



監査報告：金井監事

第2号議案 2025年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

1. 賦課金の額
本社加入 一組合員年額 8万円
本社加入かつ、支店、営業所加入 一組合員年額 3万円
本社未加入、支店、営業所のみ加入 一組合員年額 8万円
2. 教育情報賦課金の額 一組合員年額 3万円
3. 納入方法 2025年3月3日に預金口座振替するものとする。

村上議長から第2号議案について諮る。 拍手をもって原案通り承認された。

第3号議案 2025年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

事務局鈴木参事が事業報告書に基づき説明した。

村上議長から第3号議案について諮る。 拍手をもって原案通り承認された。

第4号議案 2025年度借入金最高限度額(案)決定の件

村上議長から第4号議案について諮る。 拍手をもって原案通り承認された。

第5号議案 役員報酬額(案)決定の件

村上議長から第5号議案について諮る。 拍手をもって原案通り承認された。

第6号議案 役員任期満了につき改選の件

村上議長より役員全員の任期が本総会終結をもって満了するので改選の必要がある旨述べ、定められた「役員選挙規約」に基づき立候補及び役員候補者推薦の届け出を募った結果が村上議長から第59期事業報告書に記載されている名簿に基づき、次頁の通り報告された。

理 事

木幡光範（北海道）	伊藤一貴（群馬県）	青木貴行（三重県）
池田憲亮（秋田県）	栗原秀樹（埼玉県）	橋爪雅彦（和歌山県）
佐藤浩一（宮城県）	中村哲郎（石川県）	田中公浩（広島県）
山本真一（福島県）	村上昭一（愛知県）	喜多泰博（香川県）
金井正和（愛媛県）	安武広信（熊本県）	今村健仁（熊本県）

監 事

佐藤友紀（新潟県）	金田敏明（大阪府）	鈴木健司（愛知県）
-----------	-----------	-----------

村上議長から「役員候補者が定款に定められた定数以内であるので無投票で全員が当選となり、新役員が決定する」との報告があった。全員拍手をもって承認。なお、役員全員は 席上就任を承諾した。

村上議長が「これをもちまして本日の議案を全て終了しました。皆様のご協力を得て無事終了しました。誠に有難うございました。」とお礼を述べ、議長席をおりた。

以上で第59回通常総会のすべての議案を修了し、午前11時に閉会した。

なお、本通常総会終結後、新役員による理事会（第315回）が開催され新理事会による互選の結果、理事長・副理事長・執行部、を決定した。

村上議長から第6号議案について諮る。 拍手をもって原案通り承認された。

(4) 議案審議終了後の行事

組合員の慶弔報告

鈴木参事より、慶弔報告があった。

「弔事」下記の3名について黙禱を捧げた。

株式会社	坂本商店	監査役	堤腰ハツエ	様
株式会社	岡澤薬局本店	代表取締役会長	岡澤洋文	様
有限会社	野矢商店	会長	野矢善章	様

諸表彰

鈴木参事より、諸表彰の報告があった。

<2024年度支部別特別奨励表彰>

「売上伸長奨励*」 上位5支部

*売上伸長奨励： 共同購買売上の伸長に貢献した支部（県）の評価点順
1位 栃木県、2位 茨城県、3位 熊本県、4位 埼玉県、5位 群馬県

「売上規模奨励＊」 上位 5 支部

＊売上高規模奨励： 共同購買売上が伸長した支部（県）の売上高規模順

1 位 熊本県、2 位 群馬県、3 位 茨城県、4 位 栃木県、5 位 青森県

<組合員事業所永年勤続従業員表彰> (敬称略)

株式会社コハタ 向井 裕貴、 株式会社サングリン太陽園 藤山 武士、
株式会社サングリン太陽園 丸山 友梨、株式会社サングリン太陽園 西倉 恒治、
株式会社池田 小原 恭、 株式会社栗原弁天堂 塚越 克美、

株式会社栗原弁天堂 須田 幸夫、 株式会社栗原弁天堂 河西 雅人、

神山物産株式会社 横山 肇、 株式会社富山 藤塚 剛、

株式会社富山 阿部 尚、 日栄商事株式会社 小川 卓也、

イノチオプラントケア株式会社 平賀 孝博、 山陽薬品株式会社 山根 宏彰、

山陽薬品株式会社 焼家 雅志、 山陽薬品株式会社 岡本 克史、

山陽薬品株式会社 浅野 拓也、 日植アグリ株式会社 難波 隆行、

大信産業株式会社 西本 正巳、 大信産業株式会社 佐藤 直樹、

大信産業株式会社 高山 昌征、 大信産業株式会社 大呂 肇、

大信産業株式会社 新谷 和久、 大信産業株式会社 山川 雄大、

グリーンテック株式会社 恵良 誠一、 グリーンテック株式会社 宮崎 善央

<組合役員 功労者表彰> (敬称略)

- ・本組合の理事長であった者

理事長 大森 茂

- ・本組合の役員または支部長で、通算 10 年以上 20 年未満でその任にあった者

理事 安部 了一

通常総会、議案審議後の行事終了時に栗原副理事長が閉会の挨拶を行った。



栗原副理事長 閉会挨拶

4. 第315回理事会

開催日時 2024年11月21日(水) 11:00~11:30

開催場所 海運クラブ301号会議室

出席者 理事 15名中15名出席

(理事) 木幡光範、池田憲亮、佐藤浩一、山本真一、栗原秀樹、伊藤一貴、
中村哲郎、村上昭一、青木貴行、橋爪雅彦、田中公浩、喜多泰博、
金井正和、安武広信、今村健仁

(監事) 佐藤友紀、鈴木健司、金田敏明



議事経過

事務局より本日の出欠状況が報告され、理事の出席が過半数に達しており、理事会は有効に成立する旨が告げられた。理事会の議長を選任しなければならないが、その議長は村上理事にお願いしたいと諮ったところ、全員拍手をもって承認された。

(1) 議決事項

1) 理事長・副理事長選任の件

村上議長より、理事長、副理事長、他の執行部の選任にあたり組合組織内での検討の結果、業界、全農薬に理解の深い「理事長には栗原理事」の案が示され、村上議長より諮る。全員拍手をもって承認。

引き続き村上議長より栗原新理事長に新執行部についての考え方を求める。

栗原新理事長から新執行部体制作りにおける基本方針「全農薬、各委員会の諸課題に対して継続的に対処していく」を話した後に副理事長として木幡理事、総務委員長に青木理事(コンプライアンス担当)、経済活動委員長に伊藤理事、教育安全委員長に橋爪理事、IT・広報委員長に中村理事が示された。

村上議長より、栗原新理事長から示された新執行部体制(案)について諮る。全員拍手をもって承認。

次頁のとおり選任され、各氏とも就任を承諾した。

理事長	栗原 秀樹 氏
副理事長	木幡 光範 氏
総務委員会（委員長）	青木 貴行 氏
コンプライアンス担当	
経済活動委員会（委員長）	伊藤 一貴 氏
教育安全委員会（委員長）	橋爪 雅彦 氏
IT・広報委員会（委員長）	中村 哲郎 氏

栗原新理事長から、各委員会の所属委員は新体制での早い取り組みを実施するため、理事長の方針(新体制)を事務局より明日以降伝え、12月11日(水)の第316回理事会開催前の委員会で第1回会合を開催することを伝えた。

村上議長：本日の議事の終了を宣言した。



左より、橋爪委員長、木幡副理事長、栗原理事長、青木委員長、伊藤委員長、中村委員長

5. 全国農薬安全指導者協議会 第47回全国集会 報告

日時：2024年11月21日(木) 13:00~17:30
場所：海運クラブ(2階ホール) 東京都千代田区平河町2-6-4



司会進行:安武理事

(1) 開会の辞

司会・進行の安武理事より開会が告げられた。

(2) 理事長挨拶：栗原理事長より挨拶

「今日は、各道府県で安全協活動を担っていただいている皆さんにお集まりいただき、ありがとうございます。また栃木県と大分県の安全協関係者の方々は、農薬シンポジウムを開催いただきまして、大変だったと思いますが、ありがとうございます。

本年度の全国農薬協同組合総会に合わせて開催されました理事会において理事長を拝命した栗原でございます。大変身の引き締まる思いです。

さて我々農薬を事業とする者にとって取り巻く環境は大変厳しい

ものがあります。改めてこれからの時代に照らし全農薬の持つ価値を持続的に磨き、取り巻く諸課題に迅速に対処して参ります。その上で更なる発展と会員の信頼にお応えできるよう努めて参ります。

関係する皆様には尚一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。本日の全国集会が実り多いものになることを期待し、私からの開会挨拶とさせていただきます。」

(3) 会長挨拶：橋爪安全協会長より挨拶

「皆様、こんにちは。安全協の橋爪です。

先ずもって、お忙しい中全国各地より第47回全国集会にご参加いただきましたこと、そして平素より、安全協活動に多大なるご支援、ご協力いただいておりますこと、高い席からではございますが、改めて御礼申し上げます。

さて、2024年度は全国的な高温が続き、生産物の育成不良、病害虫の異常発生、農作物の価格高騰等、私達の生活に、大きな影響をもたらしました。

私達は、安心安全な農産物を消費者に届けられるように、適切な防除指導を行う一助を



挨拶：栗原理事長



挨拶：橋爪会長

担っています。本年のような防除薬剤が無くなり、別の薬剤が必要になり、頭を悩ますような状況になった時、農薬コンサルタント・農薬コンサルタントリーダーの存在が、現場では不可欠となってきます。今後も同じような状況が続くと予想されますので、適切に対応できるよう、メンバーのスキルアップに繋がるような研修をやっていきたいと考えています。

また、農薬シンポジウムも本年は栃木県と大分県で開催いたしました。両県とも消費者・生産者・学生からの声を活かした素晴らしいものでした。詳細は後程、各県より発表がございます。来年度は、愛媛県開催となります。47都道府県開催は、様々な理由により難しいですが、ほぼほぼ終盤を迎えました。今後は新しい形のシンポジウムを模索したいと思います。

なにはともあれ、本当に現地で頑張っていていただいております業界の同志の皆様にご挨拶申し上げますと共に、業界の安定、農作物の安定供給、そして日本人の食をこれからも支えていきましょう。

本日は夕方まで長丁場となりますがどうか最後まで宜しくお願いいたします。ありがとうございました。」

(4) 議長選出

橋爪会長より議長の選出を諮ったところ、会長一任との声があり、会長は新潟県神山物産株式会社 佐藤友紀理事を指名。佐藤氏は議長席につき議事に入る。



(5) 議事

1) 2024 年度事業報告、収支決算

2024 年度事業報告、収支決算について、永岡安全協副会長が説明した。

佐藤議長から議案について諮る。拍手をもって原案通り承認された。

2) 2025 年度事業計画(案)、収支予算(案)

2025 年度事業計画(案)、収支予算(案)について永岡安全協副会長から説明。

佐藤議長から議案について諮る。拍手をもって原案通り承認された。

佐藤議長より議事終了挨拶

(6) 安全協活動について

1) 農薬シンポジウム実施報告

栃木県安全協副会長 株式会社栗原弁天堂 永岡正行氏よりパワーポイントを用いて報告が行われた。



農薬シンポジウム in 栃木の報告

2) 農薬危害防止運動（キャンペーン）報告

大分県安全協幹事 グリーンテック株式会社
吉川善康氏によりパワーポイントを用いて
報告が行われた。



農薬シンポジウム in 大分の報告

(7) 特別講演

演題：「これからの雑草管理技術」

公益財団法人 日本植物調整剤研究協会

技術顧問 與語靖洋 博士

橋爪会長より先生のご略歴を紹介の後、ご講演いただいた。



特別講演：與語靖洋 博士

ご講演内容

「農薬としての除草剤の特徴とその重要性について解説いただき、次に近年の雑草問題として、外来雑草の侵入と除草剤抵抗性雑草についてこれまでの歴史と今後これら問題が拡大し、より重要な課題となって来るであろうことを啓発いただいた。続けて、除草剤の基本的な作用機構とそれらを今後どのように発展させればよいかのご自身のお考え等をご教示いただき、「みどりの戦略」が目指す技術発展による雑草管理がどのような方向へ変わっていくか解説いただいた。さらに新しい雑草管理技術として、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーを活用した未来の雑草管理技術についてご紹介いただいた。これら技術が専門的過ぎ受講者への理解が及ばない点については、その技術の基本から解説いただき、長期的には雑草管理がどのように発展するかご教示いただ

いた。」

これらの講演内容を受けて、植物防疫を進めるうえで農薬は重要な資材であることが確認され、今後新たな防除法と農薬使用とのバランスを取りながら安定して食料を国民に届けることの責務を担うことが確認できた。

(8) 来賓祝辞

○農林水産省消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室長 楠川雅史 様よりご祝辞をいただいた。

「農林水産省 消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室長の楠川でございます。第47回全国農薬安全指導者協議会 全国集会に寄せまして、御挨拶申し上げます。



楠川 農薬対策室長

全国農薬協同組合及び組合員各社の皆様、安全協賛助会員各企業の皆様には、日頃より、農林水産行政及び農薬行政に御理解・御協力を頂いておりますこと、厚く御礼申し上げます。この場を借りまして、農薬行政をめぐる最近の情勢をご紹介いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきますたく存じます。

まず農薬をとりまく農政全体の情勢から申し上げますと、皆様ご存じのとおり、先の通常国会では食料・農業・農村基本法が改正されたところでございます。基本理念として、食料の安定供給の確保に代わり、「食料安全保障の確保」が掲げられたこと、新たに「環境と調和のとれた食料システムの確立」が加えられたことなどが改正のポイントとなっております。

食料の安全性に関することについては、食料安全保障の確保に関する施策の筆頭に基本的にこれまでと変わらない形で規定されておりますので、農薬の安全確保についてもその一環として進めていくこととなります。一方、農薬に関しては、新たに設けられた環境の負荷の低減に関する条項において、国は農薬の適正な使用の確保に必要な施策を講ずることともされております。

改正法の下での新たな食料・農業・農村基本計画については、今まさに食料・農業・農村政策審議会の下で検討が進められているところであり、食品安全や環境と調和のとれた食料システムについては既に一度、議論が行われております。その中で、農薬については、最新の科学的知見に基づく再評価を進めていくべきであること、「みどりの食料システム戦略」等の下で推進されてきた化学農薬の使用量低減に資する取組を継続すべきこと等の方向性が打ち出されているところでございます。

いずれにせよ、農薬が我が国及び世界の食料生産にとって必要不可欠な農業資材であり、人の健康や環境に悪影響を及ぼすことのないよう、安全かつ効果の優れた農薬が適正に使用されるのが重要であることには変わりがないと考えております。その際、想定される使用条件の下での農薬の安全性については、農薬の登録審査の中で評価され

ていくわけですが、それだけで農薬の安全が確保されるわけではなく、実際の生産現場において、農薬が定められた使用方法を守って使用されることが重要であり、農薬登録制度と適正使用の指導は、どちらが欠けても成り立たない、車の両輪の関係にあります。

平成 30 年の農薬取締法改正で導入された農薬の再評価は、登録審査の中で確認されてきた農薬の安全性について、定期的に最新の科学的知見に基づき改めて評価し直すという仕組みです。この法改正によりまして、農薬使用者の健康や蜜蜂に対するリスクを毒性と暴露量に基づき定量的に評価し、必要な場合には被害防止方法を合わせて登録することともしましたので、再評価を受ける農薬についても、同様の見直しが行われていくこととなります。

ここでも、安全性の見直しが再評価の中だけで終わってしまわないよう、再評価を経て見直された使用方法が生産現場で着実に実行されることが重要です。使用者の健康や蜜蜂を守るための被害防止方法を実施していただくのはもちろんのこと、リスク評価を実施する上で前提となっている、安全確保のための一般的な取組についても、この際、再度注意喚起が必要であろうと思われます。例えば、風を背に受けつつ、後退しながら散布する「後退散布」は、指導事項として目新しくはありませんが、使用者の農薬への暴露を減らす上で重要な取組であると承知しております。

このように、再評価制度の導入や登録審査の充実といった移行期にあって、農薬の適正使用の徹底に向けた普及・啓発活動は、これまで以上に重要になっております。行政といたしましても、ホームページやリーフレットの活用はもちろんのこと、さまざま工夫を凝らして情報発信に取り組む所存ですが、やはり、普段から生産現場に接しておられる皆様のご協力なしには立ち行きません。

今後とも、農薬安全コンサルタントリーダーやコンサルタントリーダーの方々を核とした、全国農薬安全指導者協議会のご活動を継続・拡充いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、全国農薬協同組合 組合員各社の皆様をはじめ、本日お集まりの皆様の方々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。」

○一般社団法人日本植物防疫協会 理事長 早川泰弘 様よりご祝辞をいただいた。



「ただいまご紹介いただきました日本植物防疫協会の早川です。第 47 回全国農薬安全指導者協議会全国集會にお招きいただきありがとうございます。

せっかくの機会なので、農薬・植物防疫を巡るお話を何点か、させていただきたいと思います。

まず、EU です。「みどり戦略」が参考にしたと思われる Farm to Fork 戦略のその後です。欧州委員会は、Farm to Fork 戦略の中の「2030 年まで

に化学農薬の総使用量とリスクを 50%削減する」という目標を達成するための法案を 2022 年 6 月に欧州議会等に提出しました。内容は、例えば、「化学農薬を減らすために IPM の推進を農業者に義務付け、IPM の実施に当たっては、まず生物的防除、物理的防除等の化学農薬を使用しない防除を実施しなければならない。それらをすべて使用しても防除できない場合に初めて化学農薬を使用できる。ただし、化学農薬の使用に当たっても厳しい条件をつける。」などという、およそ現場感覚が欠如したものが含まれていました。この法案は、その後欧州議会で審議された結果、2023 年 11 月下旬、「過度な規制は EU の農業生産を減少させる」等との理由で否決されました。その後、2024 年 2 月に、欧州議会においてフォンデアライエン欧州委員長が「この法案は EU の分断の象徴になっている」として、同案を正式に撤回しました。ここに至るまで、ヨーロッパでは、フランス、イタリア、スペインなどの多くの国々で、行き過ぎた環境規制に反対する農民デモが起きました。その一部は日本のテレビでも放映されたのでご覧になられた方もあると思います。欧州議会では環境派が大きな力を持っており、農薬についても厳しい姿勢をとっていましたが、ロシアのウクライナ侵略等国际情勢も大きく変化し、EU としても食料安全保障をないがしろにするような規制にはギリギリのところで良識的な判断がなされたのではないかと推測しています。なお、欧州議会は今年 5 年に一度の改選期を迎え、6 月に選挙が行われた結果、中道リベラル派と環境派が議席を減らしました。EU の農薬政策が今後どのように変わっていくか注目されます。

二点目は、昨年の全国集会でもお話した食料・農業・農村基本法の改正についてです。今年 6 月に改正法が公布・施行されました。「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の 4 つを主な柱としています。その改正法の第 41 条として新たに植物防疫の重要性が盛り込まれました。「国は、家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物が国内で発生及びまん延した場合には、農業に著しい損害を生ずるおそれがあることに鑑み、その発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものとする。」というものです。地球温暖化に起因する異常気象や国際物流の活発化により、病害虫の我が国への侵入リスクや国内での病害虫の異常発生リスクが四半世紀前よりも格段に高まったことから、基本法に規定されたものと思われます。あらたな病害虫が我が国に侵入したとき、また国内で急激にまん延したときには、被害を最小限に抑えるための防除は時間との勝負であり、その決め手となるのは化学農薬です。また、改正植物防疫法で推進している総合防除 IPM についても、その主軸になるのはやはり化学農薬であり、化学農薬抜き IPM は成り立ちません。

三点目は、有機農業についてです。「みどり戦略」により有機農業を 100 万 ha まで拡大するという目標が設定され、農水省自らが様々な政策ツールを用意し推進しています。このままいくと農薬を適正に使用している慣行農業との対立・分断が生じるのではないかと憂慮していたのですが、最近、ある有機農業実践者が出版した書籍を読みました。ご存じの方もおられるかと思いますが、久松農園代表の久松達央さんという方で

す。大手企業を脱サラして就農し、25年以上かけて土浦で7ヘクタールの農地を使って年間100種類以上の野菜を有機栽培で生産し、レストランや個人消費者に直接販売し、年間5千万円を売り上げている農園の代表者です。久松さんは、「有機だから慣行よりも安全」はウソと言われておられます。農薬の規制制度や残留農薬の実態をきちんと調べていて、慣行栽培の農産物と有機栽培の農産物との間に安全性の差はないと言っています。また「有機だから慣行よりも美味しい」もウソと言っています。美味しさを決めるものは、「品種」、「旬」、「鮮度」であり、この三点を満たせば有機農産物であろうと慣行農産物であろうとどちらも同じように美味しいと言っておられます。では「なぜ有機栽培をやっているのか」というと「有機農業は生き物の仕組みを生かす農業であり、慣行農業よりも技術的に困難なのでやりがいがあるという、自分の好み、美学であり、合理性はない。」とのことです。そして、「有機農業という手法とそこから生まれる生産物が、他より機能的に優れている、という事実はない」、「安全や美味しさ」だけを差別化のセールスポイントにしている有機農業は将来的に淘汰されていくのではないかともおっしゃいます。みどり戦略についても、「栽培上のひとつの流儀でしかない有機農業というパッケージを「望ましい手法」として公的に推奨する根拠が理解できない」と言っておられます。このような有機農業実践者が次第に増えていくのであれば（久松さんは現在確実に増えつつあると言っておられますが）、私の心配も将来的に杞憂になるのではないかと感じました。久松さんのような正確な理解をもつ農業者が増えつつあるのは、安全性の高い農薬を開発してきた農薬メーカー、正しい知識の啓発に取り組んでこられた関係団体、そして現場で地道に正しい知識を提供しつつ農薬の販売に従事して方々の長年の努力の賜物と思っています。

四点目は、農薬安全コンサルタントとも密接な関係がある農薬管理指導士についてです。最近、農薬管理指導士制度を廃止する県が増えつつあるという話を聞きます。そのような県は、農薬管理指導士の意義があまり理解できていないのかもしれませんが。この制度は、昭和62年（1987年）に当時の農水省農薬対策室がつくった制度です。その経緯につきましては5年前の第42回の安全協でお話ししました。農薬安全管理士は、令和5年3月現在で50,346名が認定されています。実際に現役で活動されている方の実数はわかりませんが、相当な勢力であることは間違いありません。都道府県の行政部局の人員が減少する中、最も現場に近い場所で農薬安全に関する幅広い知識を持って活動しておられる農薬管理指導士という民間の人材を活用しないことはもったいないことこの上ありません。今日は楠川農薬対策室長もここにおられますが、令和時代の農薬管理指導士の意義、果たす役割、活動内容などを都道府県とともに再検討・再整理し、農薬の安全指導に積極的にご活用いただくことについては是非ご検討いただければと思います。

まとまらない話になってしまいましたが、最後に、日々現場で農薬の安全対策に従事しておられる農薬安全コンサルタント、農薬安全コンサルタンtrリーダー、それを運営する全国農薬安全指導者協議会、そしてその母体である全国農薬協同組合のさらなる発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。」

〇クロップライフジャパン 会長 小澤敏 様

(三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社特別顧問)よりご祝辞をいただいた。

「ただ今ご紹介にあずかりましたクロップライフジャパン（旧農薬工業会）会長の小澤でございます。第47回全国農薬安全指導者協議会の全国集会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本全国集会が昨年度に引き続き、多くの関係者のご参加のもと、盛大に開催されましたこと、心よりお祝い申し上げます。また、日ごろより当会活動にご理解とご協力を賜っております関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。



小澤 会長

本日開催の全農薬総会、理事会にて、委員の皆様、そして理事長の交代が決議されたとのこと。これまでの6年間、理事長として多大なご尽力をされた大森茂様に敬意を表するとともに、新たに理事長に就任されました栗原秀樹様の今後のご活躍を心より期待しております。

全国農薬安全指導者協議会は、全国農薬協同組合の農薬安全コンサルタントを中核として設立され、3つのスローガンや農薬安全使用のための13ヶ条を掲げ、農薬の販売から末端ユーザーに至るまで、幅広く安全の確保にご尽力されています。

また、農薬安全コンサルタントの皆様は、農薬を扱う専門家としての責任を認識し、全ての取扱者に対して適切な情報提供を行うなど、社会に信頼される心強いパートナーとして当会も深く敬意を表する次第です。

近年、我が国においても食料安全保障への関心が高まり、国内農業生産拡大の重要性が高まってきております。政府は6月に、改正食料・農業・農村基本法を施行し、「食料安全保障の確立」、「環境に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」、「スマート農業等による生産性の向上」等を進めることしております。

当会は、このような農業の動きや作物保護に関する情勢の変化、グローバルな潮流を踏まえて、本年5月15日の第93回通常総会において、新ビジョンを策定し、団体名をJCPA 農薬工業会からクロップライフジャパンに変更いたしました。

新ビジョンに沿って、当会は作物保護に関連する産業界として、安全性と環境に配慮しつつ、農作業の省力化のための新規剤、スマート農業や総合防除に利用できる有効な資材やソリューションの提供に努めてまいります。

また、農薬の安全性と、作物の安定生産に果たす農薬の役割を、多くの方々に知っていただくことが重要課題であると考えています。このため、今年の当協議会以降、学研の小学生向け学習漫画「作物をまもるひみつ～農薬の役割がわかる～」の作成へ協力し、全国の小学校や図書館に2万5千部寄贈されています。また、東大クイズ王の伊沢さん率いるQuizKnockとコラボしたYouTubeの動画も配信しております。具体的な取組内容は是非当会HPをご覧ください。こうした取組を通じて、若い世代に作物保護の重要性や農薬の役割への理解が広がることを期待しております。引き続き、農薬という資材につい

て志を共にする貴協議会とますます連携して進めたいと考えております。

最後に、全国農薬協同組合及び全国農薬安全指導者協議会の活動を通して、貴会の会員各社の事業が今後ますます発展するとともに、本日までご列席の皆様のご健勝と更なるご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。」



池田理事

(9) スローガン唱和

池田理事の発声により、全員で安全協のスローガンの唱和を行った。



スローガン唱和

(10) 閉会の辞

司会進行の安武理事より閉会の挨拶。

6. 全国農薬安全指導者協議会 情報交換会 報告

司会進行の金井理事より情報交換会開始が告げられ、栗原理事長より挨拶の後、ご来賓の皆様より祝辞をいただいた。



司会：金井理事

○農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 小宮英稔 様

「本日お集まりの皆様方におかれては、日頃より植物防疫行政の推進に当たり、多大な御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴協議会におかれては、総合防除の推進や農薬の安全利用の推進において、環境や持続性にも配慮した農薬の利用を普及する上で、重要な役割を果たしていただいていることに、この場をお借りして感謝申し上げます。今後とも、その重要性は、ますます高まっていくものと考えておりますので、現場において、より一層、農薬の適正な使用が推進されるようご尽力をお願いいたします。

私からは、植物防疫を巡る最近の情勢について、簡単ではございますがご説明させていただきます。ご挨拶とさせていただきます。

はじめに、農政の憲法とも呼ばれる食料・農業・農村基本法が本年6月に改正されました。基本法は制定から四半世紀が経過しており、我が国の農業を取り巻く環境は制定時から大きく変化していることから、これらに対応していくための改正が行われました。本改正により改正基本法の基本理念として「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに位置付けられたことに加えて、「農業の持続的な発展」のための施策として、『植物に有害な動植物が



小宮 植物防疫課長

国内で発生及びまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおそれがあることに鑑み、その発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を国が講ずる』ことが初めて規定され、病害虫防除、特に予防の重要性が本法においても示されたところです。

気候変動や薬剤抵抗性の発達に対応しつつ、「みどりの食料システム戦略」における食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を確保していくためには、化学農薬のみに依存しない、予防・予察に重点を置いた総合防除の推進が重要です。

改正植物防疫法に基づき、総合防除計画は本年4月までに全都道府県において作成されましたが、作成して終わりではなく、生産者が、総合防除の考え方を理解し、営農活動の中で常日頃からこれを実践いただくことが我々の目指す姿です。

このため、本年8月からは総合防除の普及推進に向けた全国キャラバンを開催し、残すは12月の北海道ブロックのみとなりました。貴組合員の中には、既に本キャラバンにご参加いただいた方もいらっしゃるかと思います。本キャラバンの開催等を通じて都道府県、貴組合をはじめとする関係団体等の関係者と一丸となり、引き続き総合防除の普及推進を図っていききたいと考えております。

また、総合防除の推進にあたっては、生産現場に求められる農薬の開発が不可欠です。農薬業界の皆様におかれては、農薬再評価が進む中で、行動に制限がかかっているかと思慮いたしますが、メジャーな農薬の安定供給はもちろんのこと、現場が要望しているドローン等の省力的な散布機器やマイナー作物に適した農薬の確保にご尽力いただきたいと思います。考えており、植物防疫課としても、一層の連携の深化を図っていききたいと考えております。特にドローン等に適した農薬については、今後スマート農業をより一層推進するため、スマート農業技術活用促進法が本年10月に施行されたことを踏まえ、当課としても、農作業の省力化や効率化に資するよう、引き続き、農薬の登録を推進するとともに、ドローン等の省力的・効果的な散布技術の現場導入に対して支援を行ってまいります。

加えて、ドローン等の無人航空機による農薬散布にあたっては、より安全に無人航空機を使用することが求められており、当課では安全に農薬散布が行われるようガイドラインを定め、指導の徹底を図っております。貴組合におかれても、引き続き、現場での農薬

の適正使用の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

近年の病害虫の発生動向については、気候変動等に伴う病害虫の発生時期の変化や発生量の増加が顕在化しております。本年は、果樹カメムシ類の発生量が増加し、多くの県から警報や注意報が発令されました。加えて斑点米のみならず不稔被害を引き起こすイネカメムシの発生量の増加も報告されております。これらに対応するため、農薬の安定供給は今後より重要となってまいりますので、引き続き貴組合のご尽力をお願いしたいと考えております。

最後になりますが、植物防疫行政の円滑かつ適切な実施に向け、引き続きの御協力を願いますとともに、貴組合のますますのご発展と本日お集まりの皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。」

○農林水産省 農産局 技術普及課 生産資材対策室長 土佐竜一 様

「農林水産省 農産局技術普及課 生産資材対策室長の土佐でございます。

第 47 回全国農薬安全指導者協議会 情報交換会の開催に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

全国農薬協同組合及び協議会員各企業の皆様方には、日頃より、農林水産政策に御理解・御協力を頂き、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の農業は、人口減少に伴う国内市場の縮小や、生産者の減少・高齢化により生産基盤が弱体化しているほか、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、大きな変化の中にあります。



土佐 生産資材対策室長

こうした情勢の変化を踏まえ、制定から四半世紀が経過した「食料・農業・農村基本法」について、総合的な検証と見直しに向けた検討が行われ、改正基本法が成立・施行されました。また、改正基本法で掲げた農業の生産性の向上を図るため、「スマート農業技術活用促進法」も本年6月に成立し、先月10月に施行されました。

ドローンによる農薬散布などの活用が進んできているところでありますが、こうしたスマート農業技術の活用と、人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等を行い、新たな生産方式の導入を併せて行う取組や、スマート農業技術活用サービスを提供する事業者を、税制や金融、補助事業等により支援してまいりますので、御関心のある事業者様に置かれては、例えば、農薬散布サービスを行うといった形での事業の参画なども可能となっておりますので、御検討いただければ幸いです。

また、改正基本法で掲げた食料安全保障確保への対応を具体化したものとして、「食料供給困難事態対策法」も本年6月に成立しました。これは、不透明な世界情勢の中、食料

供給が減少し、国民の生活や経済に影響が生じる事態を防止するため、必要な対策を政府一体となって早期から措置を行うというものです。国民の食生活上重要な「特定食料」の生産に必要な不可欠な「特定資材」として想定されている中に「農薬」も含まれているところです。

農薬については、一部に輸入に依存する原体はあるものの、多くの優れた国内メーカー様とともに、全農薬をはじめ本日お集まりの皆様のご御尽力により、生産現場に必要な農薬の安定供給が確保されております。

我が国の食料安全保障の観点からも、農薬の安定供給等を担われる皆様方の役割は、今後益々重要になっていくと考えております。引き続き、農政への御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、全農薬をはじめ本日お集まりの皆様の益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。」

○乾杯

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事 高橋秀一 様より乾杯のご発声をいただいた。



乾杯：高橋理事

○中締め

ご発声は一般財団法人 残留農薬研究所
理事長 大友哲也 様に中締めのご挨拶をいただいた。



中締め：大友理事長

7. 農薬の安全使用・取扱いに関するアンケート(2024年) 最終結果(次頁)

1. 農薬散布時における以下の装備の着用につき、お教えてください。

①. マスク

a. 常時着用する b. 着用することがある c. 着用しない

①-2: 着用とお答えの方はどんなタイプのマスクをご使用ですか。

a. 農薬用・国家検定合格品 b. 仕様はわからないが農薬販売店等で一緒に販売されているもの

c. 仕様はわからない d. その他 ()

②. 防護メガネ(ゴーグル等)

a. 常時着用する b. 着用することがある c. 着用しない

③. 防水手袋(不浸透性)

a. 常時着用する b. 着用することがある c. 着用しない

④. 防除衣(不浸透性レインコート・カッパ等)

a. 常時着用する b. 着用することがある c. 着用しない

④-2: 着用とお答えの方は、どこで購入されましたか。

a. 農薬販売店 b. ホームセンター

c. その他 ()

④-3: 着用とお答えの方は、どんなタイプのものをご使用ですか。

a. 使い捨てタイプ b. 再利用タイプ c. その他 ()

④-4: 着用しない場合、理由を教えてください。

a. 着用が必要な農薬を使用しない b. 着用すべきと思うが、暑い、動きづらいなどの快適性が悪い

c. どの防除衣を選んだら良いかわからない d. その他 ()

⑤. 主として農薬を散布する作物について

a. 水稲 b. 野菜 c. 果樹 d. 花き類 e. その他

2. 農薬の使用に伴う、人に対する中毒事故件数として、農薬の散布又は調製時にマスクやメガネなどの防護装備が不十分だったことによる事故が多いことをご存知ですか。

a. 知っている b. 聞いたことがある c. 知らない

3. 農薬使用前に適用や使用上の注意等をラベルで確認しますか。

a. 必ず読む b. 時々読む c. 読まない

4. 農薬等を使って“鳥”や“ケモノ”に危害を加える事件がときおり発生していますが、そのような行為は

鳥獣保護法等違反に問われる可能性があることをご存じですか。

a. はい b. いいえ

5. 毒物・劇物と指定される農薬の購入には、住所・氏名等を譲受書に記入し、捺印が必要なことをご存知ですか。

a. はい b. いいえ

6. 農薬は鍵のかかるところに保管していますか。

a. はい b. いいえ

7. 年代を教えてください。

a. 10代 b. 20代 c. 30代 d. 40代 e. 50代 f. 60代 g. 70代以上

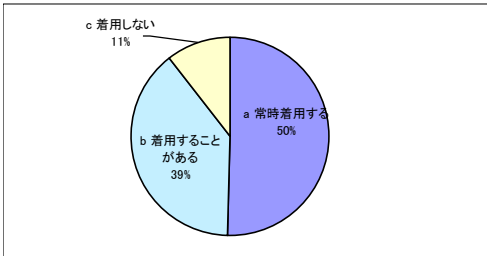


〈農家向け〉

回答者数 2014

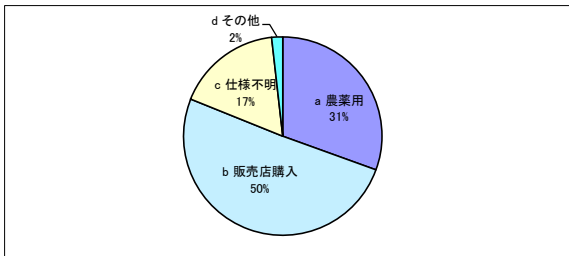
1. 農薬散布時における以下の装備の着用について

① マスク



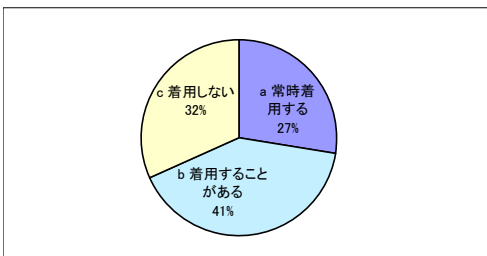
a 常時着用	b 着用することがある	c 着用しない
1014	785	212

①-2 マスクのタイプ



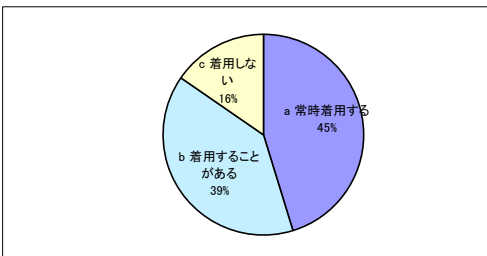
a 農業用	b 販売店購入	c 仕様不明	d その他
550	910	309	32

② 防護メガネ



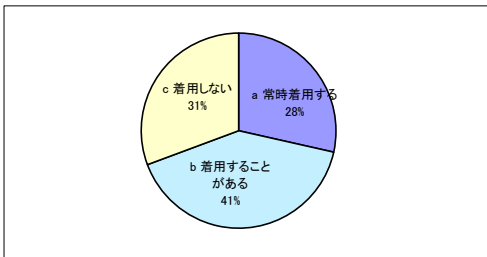
a 常時着用	b 着用することがある	c 着用しない
553	818	636

③ 防水手袋



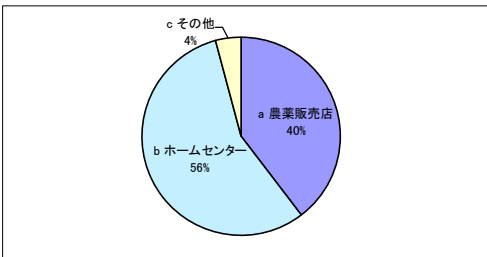
a 常時着用	b 着用することがある	c 着用しない
907	789	309

④ 防除衣



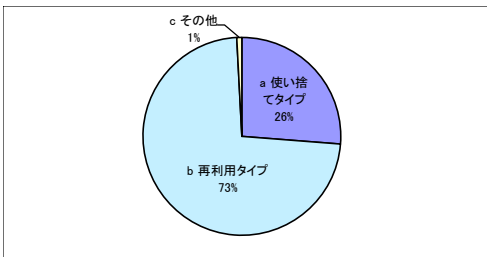
a 常時着用	b 着用することがある	c 着用しない
571	816	614

④-2 防除衣購入場所



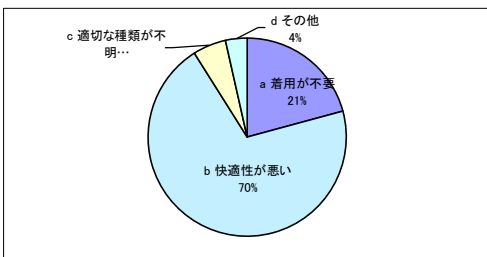
a 農業販売店	b ホームセンター	c その他
590	838	62

④-3 防除衣のタイプ



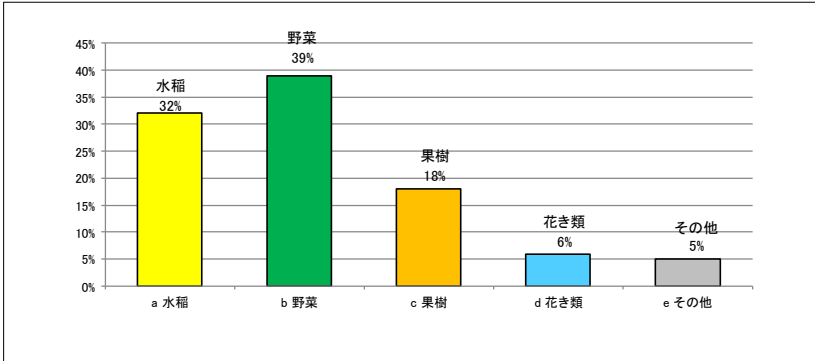
a 使い捨て	b 再利用	c その他
382	1061	12

④-4 なぜ着用しなかったのか



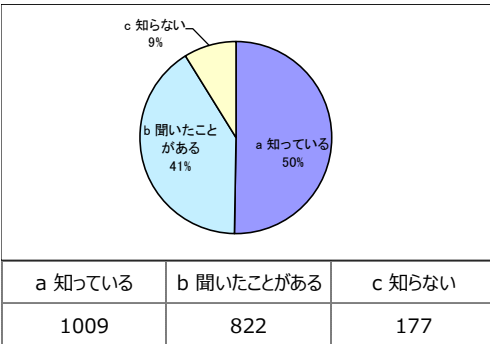
a 不要	b 不快	c 種類が不明	d その他
207	700	54	35

⑤主として農業を散布する作物について

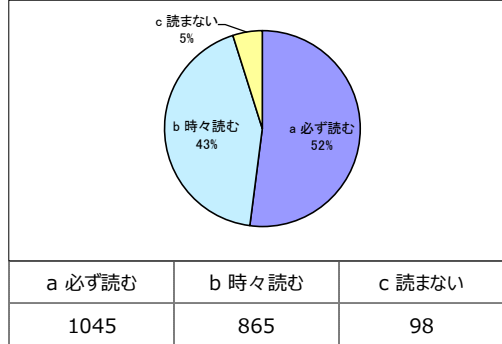


a 水稲	834
b 野菜	1006
c 果樹	410
d 花き類	123
e その他	162

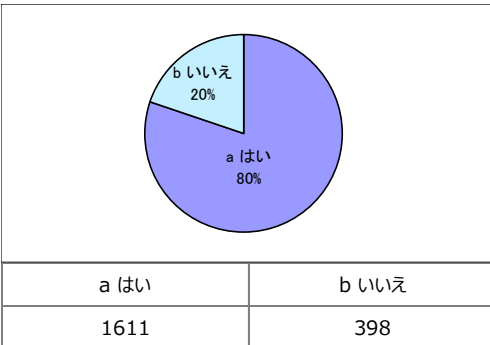
2. 農業事故理由について



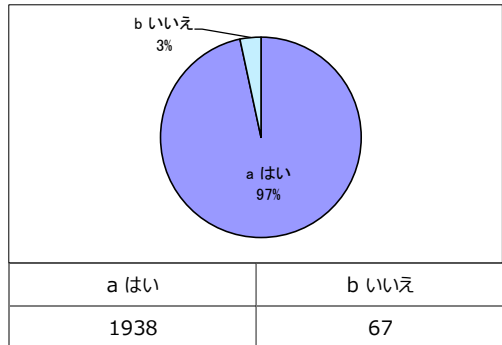
3. 使用上の注意のラベル確認



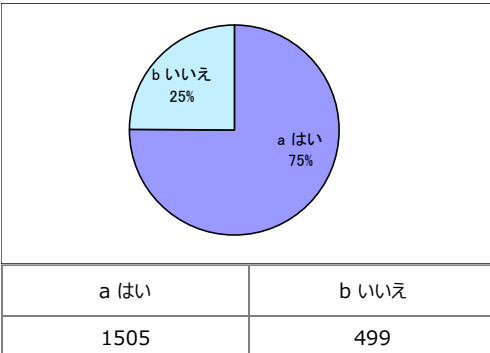
4. 鳥獣保護法違反の可能性について



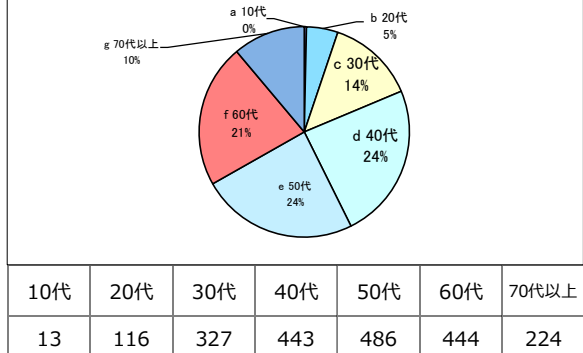
5. 毒劇物農薬の購入について



6. 農薬を鍵のかかるところに保管しているか



7. 年代



8. 令和6年度植物防疫地区協議会（植物防疫ブロック会議）

(1) 北海道・東北地区植物防疫協議会

開催日時及び場所：

1日目 令和6年12月5日（木）13:00～17:30

全体会（仙台合同庁舎A棟8階講堂）

- ・消費・安全局農産安全管理課農薬対策室所管事項
- ・消費・安全局植物防疫課所管事項 等2日目

2日目 令和6年12月6日（金）

植物防疫分科会9:30～16:00（仙台合同庁舎A棟8階講堂及び7階会議室）

農薬分科会9:30～12:00（仙台合同庁舎A棟7階会議室）

全農薬参加者：池田理事、金子幹事、村上直樹、橋本匠（㈱池田）

(2) 関東地区植物防疫協議会

開催方法：対面及びWebのハイブリッド会議

開催日時：1日目 令和6年12月5日（木）10:00～16:00

- ・農薬行政に関する全体会
- ・農薬を巡る情勢、農薬登録等に関する情報提供等
- ・農薬分科会

2日目 令和6年12月6日（金）10:00～15:00

- ・植物防疫行政に関する全体会
- ・植物防疫を巡る情勢、植物検疫に関する情報提供等
- ・植物防疫分科会

場所：さいたま新都心合同庁舎2号館 11階防災対策室1、2

全農薬参加者：伊藤理事、高坂幹事、園田佳幸（㈱栗原弁天堂）植草技術顧問

(3) 植物防疫北陸地区協議会

開催日時：令和6年11月27日（水）13:30～11月28日（木）11:00

開催場所：金沢広坂合同庁舎 1階大会議室及び地下1階中会議室

(1) 植物防疫及び農薬行政に関する情報提供

- ・植物防疫を巡る最近の情勢
- ・農薬行政を巡る最近の情勢
- ・試験研究に関する情報提供
- ・関係団体等からの情報提供

(2) 植物防疫、農薬に関する意見交換

(3) その他

全農薬参加者：森下直樹（理事代理）、大村司、小栗芳知、石綿愛里沙（日栄商事株）

(4) 東海・近畿地区植物防疫事業検討会

開催日時：令和6年11月20日（水）13:30～17:00

21日(木) 9:00~12:00

開催場所：愛知県名古屋市中村区名駅 4-10-25 名駅 IMAIビル 7階

A P名古屋 Lルーム(全体会議・植防分科会)

Kルーム(農薬分科会)

Web会議(Teams)

- (1) 植物防疫を巡る情勢
- (2) 植物検疫に関する情報提供
- (3) 農薬行政を巡る情勢
- (4) 農薬登録等に関する情報提供
- (5) 植物防疫・農薬行政に関する意見交換
- (6) その他

全農薬参加者：資料配布のみ

(5) 植物防疫中国四国地区協議会

開催日時：令和6年12月2日(月) 13:15~17:00(全体会議)

令和6年12月3日(火) 9:00~12:00(各分科会)

開催場所：岡山県農業共済会館(岡山市北区桑田町1-30)

大会議室：全体会議及び植物防疫分科会

研修室：農薬分科会議

<全体会議>

- (1) 植物防疫行政を巡る最近の情勢について
- (2) 植物検疫行政を巡る最近の情勢について
- (3) 農薬管理行政を巡る最近の情勢について
- (4) 全体討議
- (5) 関係団体からの情報提供

<分科会>

【植物防疫分科会】本年度の病害虫の発生状況及び防除について

【農薬分科会】農薬の適正使用に係る指導、農薬による蜜蜂被害防止について

全農薬参加者：武鑑純治(理事代理 山陽薬品株)

(6) 植物防疫九州・沖縄地区協議会

開催日時：令和6年11月13日(水) 13:00~16:30

(作物別分科会、農薬行政分科会)

令和6年11月14日(木) 9:00~12:00(全体会議)

開催場所：佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

(佐賀県佐賀市天神三丁目21111)

- (1) 各分科会：4階第1、2、3、4研修室
- (2) 全体会議：1階ホール

議題

(1) 植物防疫・農薬行政会議

ア 普通作物分科会（令和6年に問題となった病害虫について）

イ 果樹・茶樹分科会（同上）

ウ 野菜・花卉分科会（同上）

エ 農薬行政分科会（農薬の適正使用及び危害防止に係る取組等について）

(2) 全体会議

ア 植物防疫・農薬行政を巡る情勢について

イ 植物検疫・農薬検査に関する状況について

全農薬参加者：渡和也（ヒノマル株）

9. 第102回植物防疫研修会（農薬安全コンサルタント資格） 報告

安全協農薬安全コンサルタントの資格試験となる植物防疫研修会（日本植物防疫協会主催）は、下記のとおり開催された。

この研修会は全国農薬協同組合、クロップライフジャパンの関係者及び植物防疫に携わる方々が受講し、今回は全国から56名が受講し、このうち全農薬組合員からは25名の受講となった。

開催日時：2024年10月7日(月)～10月11日(金)

開催場所：日本植物防疫協会会議室

研修内容：植物防疫法や農薬取締法、農薬の適正使用、農薬の安全性評価、病害や害虫の総論および作物別の各論、薬剤の知識として殺菌剤、殺虫剤および除草剤・植物成長調整剤の総論、農薬の施用技術、航空防除に関する講義。

講師：農林水産省消費・安全局の担当官、農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 農薬検査部の専門官、農研機構の各部門の専門家、薬剤に関する内容については、農薬会社や日本植物調節剤研究協会の専門家。

最終日の試験結果に基づき、合格者には日本植物防疫協会理事長名による「修了証」並びに全国農薬協同組合理事長名により「農薬安全コンサルタント認定証とバッジ」を授与した。

10. 第 11 回 農薬安全コンサルタントリーダー研修会 報告

2020 年はコロナ禍により中止を余儀なくされ、その後 2 年は研修形式を変えメディア研修として実施されたが、昨年度からは従来通りの研修形式として開催され、今年度も 10 月 16 日(水)から 10 月 18 日(金)まで、3 日間の日程で開催され終了したので報告します。



開講式挨拶
池田理事（教育安全委員）

開催目的：

農薬安全コンサルタントの技術の向上と商系組織の技術販売体制の強化ならびに組合活動の活性化を図るために農薬安全コンサルタントリーダーを養成する。

開催日時：

講義

2024 年 10 月 16 日(水) 10：30～17：00

10 月 17 日(木) 9：00～17：00

10 月 18 日(金) 9：00～14：20

修了試験

10 月 18 日(金) 14：30～15：50

試験会場：全農薬ビル 9 階会議室

受講者：11 名

試験結果

平均点：81.4 点

最高点：95 点

最低点：70 点

結果：全員合格

試験の可否については、後日通知書をお送りした。



研修初日、講義終了後に懇親会を開催しました

11. 虫供養（クロープライフジャパン主催）

開催日時：2024年11月13日(水) 16:00~16:20

開催場所：金龍山 浅草寺本堂（台東区浅草2-3-1）

参加者：鈴木参事、植草顧問

クロープライフジャパンは、恒例の虫供養を執り行った。

虫供養は、農業生産のため駆除した虫（法名：虫類之霊位）を供養するもので、多くの仏教国がある中で日本のみの行事と言われている。1955年から行われており、本年は69回目となる。農林水産省、植物防疫団体の関係者及び当会会員など約80名が参列してしめやかに焼香、合掌した。



虫供養の後、上野精養軒浅草店にて、集いが開催された。小澤会長のご挨拶、的場副会長のご乾杯の発生により会は盛況のうちに催された。



12. 第316回理事会

開催日時：2024年12月11日(水) 15:00~17:00

開催場所：全農薬ビル 9階会議室出席、書面審議

出席者：理事 15名中 来所出席 12名、書面審議 3名

監事 3名中 来社出席 3名

出席

(理事長) 栗原秀樹 (副理事長) 木幡光範

(理事) 佐藤浩一、伊藤一貴、中村哲郎、村上昭一、青木貴行、
橋爪雅彦、田中公浩、喜多泰博、安武広信、今村健仁

(監事) 佐藤友紀、鈴木健司、金田敏明

書面審議

(理事) 池田憲亮、山本真一、金井正和

定刻になり事務局より本日の出欠状況が報告され、理事 15 中 12 名の出席、書面審議 3 名で理事会が有効に成立する事、監事 3 名に出席いただいている旨が告げられた。

(1) 議決事項

1) 2025 年度購買事業価格及び諸条件の件

- ① 2025 年度販売価格及び販売奨励条件書について
- ② 2025 年度販売価格変更内容について
以上が事務局より説明され、全員異議なく承認された。

2) 組合員脱退の件

青森県 有限会社高木静一商店

全農薬加盟：1965 年(昭和 40 年)11 月 30 日

代表者：石出 優

脱退理由：2024 年 10 月 9 日 高木弘子前社長ご逝去(85 歳)により、長女石出優氏が代表者となったが、事業継続が困難となり閉店を判断

脱退日：2024 年 12 月 27 日

全員異議無く承認された。

3) 全農薬事務所 移転(移転場所、新事務所業務開始時期)の件

移転場所：東京都千代田区神田東松下町 23-1 Yunuo ビル3階

電話・ファックス番号：現状の通り(NTT 神田局管内であるため)

移転時期：2025 年 1 月 20 日(月)新事務所での営業開始



挨拶される栗原理事長

荷物移動：2025年1月18日（土）

アクセス：JR 神田駅東口 徒歩6分、東京メトロ銀座線神田駅 徒歩4分、
JR 秋葉原駅 徒歩5分、東京メトロ日比谷線秋葉原駅 徒歩4分、
都営地下鉄新宿線岩本町駅 徒歩1分、
靖国通りと昭和通りの交差点より徒歩1分

竣工：1992年3月（大規模改修：2017年）新耐震基準、
室内リノベーション済み、OAフロア設置、LED照明 設置、
男女別専有トイレ（居室出入口外のILパター前受付専有部分に付属）、
理事長室兼小会議室、会議室（理事会開催可能20名）
全員異議無く承認された。

全農薬ビルと移転先「千代田区神田東松下町 23-1 Yunuoビル」 地図



全農薬ビル S マーク

Yunuoビル G マーク

(2) 協議事項

1) 2025年度の事業及び課題への取り組み（基本方針、各委員会）について

① 基本方針

1. 提供する価値やサービスは継続性の観点から落としてはならない
2. 全農薬の持つ本来的な価値や目的に照らし、新たな価値やサービスの開発に努める
3. 組合の安定性、安全性、持続性を担保する収益を増やすことはもちろんのことDX等の活用を促しコスト削減を目指す
4. 将来の組合運営を担う次代の育成に努める

② 各委員会 機能と事業内容、行動計画（チャレンジ）

理事会前に開催された各委員会において行動計画について関東を行い、各委員長より対応について発表された。

2) 2025年度 地区会議の実施について（研修会場はP@@参照）

① 各地区研修内容

研修内容の詰め実施中の地区は、年内に研修内容を決められ事務局に講師・テーマを報告することが確認された。事前に各地区の研修内容を事務局に提出。

② 2025年度 地区会議次第(案)（北海道地区除く）

午前の全農薬のパートと午後の安全協のパートを組合せたスタイルで実施。

「組合員参加」		司会 各地区理事
10:30-	「受付」「資料配布」	各地区安全協幹事
11:00-11:05	開会挨拶	各地区長(又は各地区理事)
11:05-11:40	挨拶・全農薬の概況報告	執行部(理事長、副理事長)
11:40-11:50	安全協活動について	安全協幹事
(2025年度事業計画等)		
11:50-12:00	組合員との意見交換及び質疑	各地区長(又は各地区理事)
「賛助会員参加」		
13:00-13:30	指導農薬講習会	プリグロックスL 安全対策協議会 クロルピクリン工業会
13:30-14:30	植物防疫及び農薬関係行政について	各地方農政局
14:30-14:40	休憩	
14:40-16:10	研修会（2コマ：45分×2）	
16:10-16:20	農薬安全コンサルタントリーダー認定書授与 農薬安全コンサルタントリーダー代表挨拶	執行部
16:20	閉会挨拶	各地区理事

3) 2025年 行事日程(案)について（本通報P1に掲載）

4) 全農薬創立60周年記念行事の開催について

全国農薬協同組合は、2025年11月で創立60年となる。

以上より、2025年11月での記念行事（第60回通常総会、第48回安全協全国集会、全国農薬協同組合創立60周年記念パーティー兼情報交換会）と記念誌発行に関しどのように対処するか検討・意見交換を行った。

昨年12月開催の理事会で、30・40周年記念開催時と同様の「ささやかな60周年記念」としたらどうか、記念誌は50周年記念誌からの10年間にスポットライトを当て記録に残すとの意見を確認した。

「行政・植防関係団体・賛助会員への60年間の感謝と、今後の連携と・更なる支援を要請することを情報交換会に込めての会」とする。

60周年記念誌は、30・40周年と同様32ページ版1200冊程度発行。

(3) 報告事項

1) 全農薬ビル「建て替え」の進捗について

事務局よりこれまでの経緯と想定事業スケジュールが報告された。



2025年度地区会議日程表

北海道地区	(北海道)		
		2025年2月20日(木) 9:30~17:00	北海道自治労会館 大ホール
		〒060-0806 北海道札幌市北区北6条西7丁目5-3	tel.011-747-1457
東北地区	(青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島)		
		2025年2月18日(火) 11:00~16:30	ホテルモントレ仙台 5Fアドリア
		〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央4-1-8	tel.022-265-7740
関東・甲信越地区	(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨・長野・新潟)		
		2025年2月19日(水) 11:00~16:30	東京ガーデンパレス 3F平安
		〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5	tel.03-3813-6237
北陸地区	(富山・石川・福井)		
		2025年2月13日(木) 11:00~16:30	石川県地場産業振興センター 新館 第10研修室
		〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-20	tel.076-268-2010
東海地区	(静岡・愛知・三重・岐阜)		
		2025年2月6日(木) 11:00~16:30	メルパルク名古屋 3Fサルビア
		〒461-0004 愛知県名古屋市中区葵3-16-16	tel.052-937-3665
近畿地区	(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)		
		2025年2月5日(水) 11:00~16:30	大阪ガーデンパレス 2F松
		〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原1-3-35	tel.06-6396-6211
中国・四国地区	(鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知)		
		2025年2月4日(火) 11:00~16:30	オークラホテル丸亀 2F鳳凰西
		〒763-0011 香川県丸亀市富士見町3-3-50	tel.0877-23-2222
九州地区	(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)		
		2025年2月26日(水) 11:00~16:30	熊本空港ホテルエミナース 1Fりんどう
		〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2071-1	tel.096-286-1111

13. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会第 15 回総会

開催日時：2024 年 12 月 11 日(木) 10：30～12：00

開催場所：全農薬会議室

出席：石原バイオサイエンス(株)、科研製薬(株)、サンケイ化学(株)、
シンジェンタ・ジャパン(株)、住友化学(株)、日産化学(株)、日本農薬(株)、
バイエルクロップサイエンス(株)、丸和バイオケミカル(株)、
三井化学クロップ&ライフソリューション(株)、(株)電算システム
栗原理事長、中村 IT 広報委員長、喜多委員、
鈴木参事、植草技術顧問

開会にあたり、全農薬受発注メーカー協議会メーカー10社、事務局の全農薬、電算システム2社の出席で、本総会は過半数の出席で成立している旨が告げられた。また、11月通常総会において役員が改選となり、新理事長は栗原秀樹となったことが報告された。



栗原理事長

開会挨拶（全国農薬協同組合 栗原理事長）

理事長に就任させていただきました栗原です。総会を進めるにあたり前任者同様、大事にすべきものがいくつかございます。まずは「継続性を大切に、そして質を落とさず、内容に磨きをかける」このようにして、いろいろな形でユーザーに対する利用度を高めて頂くようにしたいと考えます。

協議会総会も15回を重ねており、日頃よりお世話になっております電算システムさん、メーカー様に改めてお礼を申し上げます。本日はざっくばらんに忌憚のないご意見を頂戴し、来年に向けて進めてまいりたいというのが我々の考えですので、色々なお話をさせていただいて価値のあるシステムにしていくこと、皆さんと一緒に共同体で頑張っていくという形にさせて頂きたく思います。

本日の会議が実のある会議となりますよう心から祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



鈴木参事

I. 2024 年度事業概要報告、2025 年度事業計画

全農薬鈴木参事より以下の報告が行われた。

- ① 全農薬受発注システムの利用状況について（組合員）
- ② 全農薬受発注システムを通じた物流（数量・金額）について
- ③ 製品・チラシ ポータルへのアクセス数について

電算システム佐藤氏より以下について報告が行われた。

- ④ 全農薬受発注センター2024 年度活動報告について
- ⑤ 全農薬受発注センター2025 年度活動計画について



佐藤氏

II. 受発注システム システム改修への対応について

電算システム 佐藤氏より以下の「議題 1, 2, 3」における報告が行われた。

- 1) 組合員向け再アンケート集約について
- 2) メーカー各社様からの意見集約確認
- 3) 今後の取り組みについて

III. 質疑応答・意見交換

議題の報告に対する質疑応答と意見交換が行われた。



中村委員長

IV. 閉会挨拶 (IT・広報委員長 中村 哲郎)

師走のお忙しい中、ご参加をいただきありがとうございます。私は副委員長の喜多と共に栗原理事長に代わられる前から、皆様方と色々なお話を聞いております。本日も貴重な意見を承り、ありがとうございます。

我々組合員だけでなく、メーカー協議会の皆様方もコロナ渦で、受発注システムのような WEB での発注形態があったから良かったというところがあると思います。今回の総会にていただきました意見をブラッシュアップしていけるかということ、そして時間軸、コストに関しても、本日貴重なご意見をいただいておりますのでそれらを踏まえて、来年中には一旦何らかの答えを出すという方向で、皆様方のご協力を賜れば大変ありがたいです。本日はありがとうございました。



14. 総合防除の普及推進を図るための令和6年度全国キャラバン

関東ブロック、近畿ブロック、東北ブロックを開催 ―農林水産省―

総合防除の普及推進を図るための令和6年度全国キャラバンを下記内容で開催。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/r6caravan.html

九州農政局・内閣府沖縄総合事務局ブロック（合同開催）

日時：2024年8月2日（金）13：00～17：15

場所：熊本地方合同庁舎共用会議室

中国四国農政局ブロック

日時：2024年9月4日（水）13：00～17：15

場所：岡山県農業共済会館大会議室

東海農政局ブロック

日時：2024年9月26日（木）13：00～17：15

場所：ウインクあいち大会議室（愛知県産業労働センター）

北陸農政局ブロック

日時：2024年10月15日（火）13：00～17：15

場所：金沢広坂合同庁舎1階大会議室

関東農政局ブロック

日時：2024年10月23日（水）13：00～17：15

場所：さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用大会議室501

近畿農政局ブロック

日時：2024年10月30日（水）13：00～17：00

場所：近畿農政局1階第1会議室（京都市上京区西洞院通下長者町下ル）

東北農政局ブロック

日時：2024年11月5日（火）13：00～17：00

場所：仙台合同庁舎A棟7階会議室（仙台市青葉区本町3-3-1）

北海道ブロック

日時：2024年12月19日（木）13：00～17：00

場所：北海道農政事務所3階大会議室

令和6年度全国（キャラバン関東農政局ブロック）の報告

参加者：植草穂問

第一部 産地で普及が進められる取組や今後期待される技術について

(1) 総合防除の推進に向けて

農林水産省消費・安全局植物防疫課防疫対策室 岡田和秀 氏

(2) グリーンな栽培体系への転換サポートによる取組

- ・「紫色 LED 等を用いた露地なすのアザミウマ類防除」の実証

栃木県農政部経営技術課 大島正稔 氏

- ・ 縹作物とシロイチモジョウトウ発消長を活用した下仁田ネギ栽培における総合防除

群馬県西部農業事務所富岡地区農業指導センター 日戸正敏 氏

(3) JA グループにおける環境負荷低減の取組

- ・ JA グループにおける環境負荷低減の取り組み

JA 全農東日本営農資材事業所 前田勝行 氏

(4) 総合防除の普及に資する新たな技術について

- ・ ハダニ難防除ナシ園における IPM 技術について

神奈川県農業技術センター横浜川崎地区事務所 笹田昌稔 氏

- ・ 微生物殺虫殺菌剤を用いたうどんこ病と微小害虫のデュアルコントロール技術

農研機構植物防疫研究部門 窪田昌春 氏

第二部 総合防除の普及拡大に向けた課題や対応策等に係る意見交換

(1) 都道府県における総合防除の普及に向けた方針や具体的取組み

- ・ 茨城県における総合防除の推進に向けた取組み

茨城県農業総合センター園芸研究所 鹿島哲郎 氏

- ・ 長野県における総合防除の推進について

長野県農政部農業技術課 篠原巨 氏

(2) 総合防除の推進に向けた課題及び提案

- ・ 総合防除(IPM)普及への取り組み

一般社団法人全国農業改良普及支援協会 草間直人 氏

- ・ アグロカネショウ株式会社による土壌分析とその活用について

アグロカネショウ株式会社技術普及部地域普及課 島田佳 氏

(3) IPM 実践指針の改定に向けて(意見交換を含む)

農林水産省消費・安全局植物防疫課防疫対策室 岡田和秀 氏

関係団体からのお知らせ

1. クロップライフジャパン 2025 年賀詞交歓会開催のご案内

農薬工第 2024-223 号

2024 年 12 月 5 日

全国農薬協同組合 殿

クロップライフジャパン

会長 小澤 敏

2025 年賀詞交歓会開催のご案内

謹啓 初冬の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業に格別のご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会恒例の賀詞交歓会を下記のとおり開催いたします。日頃のご教導に感謝申し上げますとともに、新たな年に向けた躍進の糧といたしたく、ご多忙とは存じますが、ご出席を賜りますようご案内申し上げます。

敬白

記

日 時：2025 年 1 月 7 日(火) 12 時 30 分から 14 時まで

受 付：12 時より

場 所：経団連会館 2 階「経団連ホール」

千代田区大手町 1-3-2 電話 03-6741-0222

以上

(参加申し込みはすでに終了しています。)

2. 日本植物防疫協会シンポジウムのご案内

「農家にとっての IPM 実践の意義を考える」

1. 日時：2025 年 1 月 16 日（木） 10:00~17:30
2. 場所：日本教育会館一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋）
3. 趣旨：

我が国の農業の生産力向上と持続性の両立を実現するために化学農薬だけではなく様々な手法を組み合わせた総合防除（IPM）の取組を推進・拡大することが期待されている。一層の IPM 推進ためには IPM に資する技術開発、指導する立場の IPM の考え方、さらに農業現場において農家実践する IPM への理解が一致することが必要と考える。本シンポジウムでは、国、都道府県、農薬メーカー、防除コンサルタント、農家それぞれの視点から IPM 推進・実践に関する意見を頂き、現場での IPM の普及についての課題を考える。

4. 参集範囲：国及び都道府県の行政・試験研究機関、普及指導機関、独立行政法人、大学、JA、農薬企業、防除機企業および関係団体
5. 開催方法：会場およびオンラインでの参加（ウェビナー）
6. 参加費：無料
7. プログラム

(1) 予防と予察に重点を置いた総合防除の推進について
農林水産省消費・安全局植物防疫課 春日井健司氏

(2) 岐阜県における IPM 推進への取り組み
岐阜県農政部農業経営課 渡辺博幸氏

(3) 最新のデジタル技術を取り入れた総合防除の提案
バイエルクロップサイエンス株式会社 渡辺 賢氏

(4) IPM の普及上の課題と矛盾のない提案
株式会社 Field Styled Lab. 柿元一樹氏

パネラーによる情報提供・紹介

(1) 熊本県玉名地域のトマト栽培における IPM の推進
玉名農業協同組合 森川由浩氏

(2) 虫守りのピーマン栽培 一土着天敵の特性を生かした IPM の実践—
かめのご農園 岡本啓伯氏

(3) 孺恋村キャベツ栽培における総合防除（IPM）について
孺恋村農業協同組合 黒岩宗久氏

(4) 千葉県船橋市のナシ栽培における IPM の推進
植草果実園 植草 学氏

総合討論

行政からのお知らせ

1. 令和6年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知のお願いについて

令和6年12月3日

全国農薬協同組合 御中

農林水産省・国税庁・デジタル庁

各府省庁では、これまでも事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、事業者の業務や公的手続等のデジタル化に取り組んできたところです。

これまで以上に取組を加速させていくため、農林水産省としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、令和6年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化に向けて、貴組合を通じた事業者の皆様への着実な周知が必要不可欠だと考えておりますので、次の内容について、会員への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

①給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、従業員の方の令和5年分の確定申告から、マイナポータル連携による自動入力の対象に追加されました。

従業員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただく必要があります。

つきましては、できる限り多くの事業者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、別紙1を貴組合の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

別紙1「給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると、従業員の方の確定申告が更に簡単に!!」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0023008-104.pdf>

②自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、ご自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、所

得税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのまま e-Tax により送信できます。

e-Tax を利用した確定申告は、マイナポータル連携を活用した給与所得の源泉徴収票の情報や各種控除証明書等のデータの自動入力が可能となるほか、令和7年1月から、Android 端末を対象にスマホ用電子証明書が e-Tax で利用可能となる予定であり、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax 送信が可能になり、利便性がさらに向上しています。

貴組合におかれましては、自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による申告の更なる推進に向けて、本取組の趣旨に御理解をいただきますとともに、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、マイナンバーカードを利用した確定申告やマイナポータル連携の利便性について、従業員等へ周知されるよう会員各位へ依頼いただくなど御協力をお願い申し上げます。

③事業者のデジタル化促進について

事業者のデジタル化を進めることは政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、関係省庁等において、事業者のデジタル化促進に取り組んでおります。

取引・会計・税務といった事業者の一連の業務をデジタル化することにより、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されることから、関係省庁等が連携して、まずは、事業者に各種クラウドツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進するとともに、中長期的には、取引から会計、税務申告・納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル化ができる環境の整備を目指すこととされております。

そのため、国税庁において、デジタルインボイスや AI-OCR 等の導入によるデジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等の広報素材を作成し、事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っているところです。

これらの広報素材は事業者のデジタル化促進につながる有益なものと考えておりますので、貴組合におかれましても、傘下の会員各位に対して下記リンク先の広報素材を共有していただくなど適宜ご活用いただき、取引・会計・税務といった事業者の一連の業務のデジタル化の促進を働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。

事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画等一覧

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jigyousyadx/leafletetc.htm>

2. 冬季の省エネルギーの取組について

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬季の省エネルギーの取組について」が決定され、資源エネルギー庁長官から協力要請がありました。

つきましては、本通知の趣旨を踏まえ、省エネルギーの取組の推進をいただきますよう、別添のファイルや下記リンクをご活用の上、本内容の周知をお願いいたします。

事業者の皆様

冬季の省エネ

に取り組みましょう

全オフィスで消費電力の1%を節電すると、毎日、家庭約12万世帯が消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

暖房の対策と省エネ効果

暖房



- 重ね着をするなどして、無理のない範囲で室内温度を下げる。 省エネ効果
約3%
- 使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、空調を停止する。 約2%

照明の対策と省エネ効果


照明



- 可能な範囲で執務室や店舗エリアの照明を間引きする（省エネ効果は照明を半分程度間引きした際の数値）。 省エネ効果
約8%
- 使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、消灯する。 約3%

OA機器の対策と省エネ効果

機器



- 長時間離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。 省エネ効果
約4%

給湯器の対策

給湯器

- 給湯器の温度を下げて、洗い物をしたり、給湯器を買い換える場合は、省エネタイプのもも検討する。

その他の対策

自動車

- 自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめを実践する。（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、無駄なアイドリングはしない等）

便座

- 温水洗浄便座は可能な範囲で保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。

電気ポット

- 使わないときは、電源をオフにする。

※省エネ効果は一日間のオフィスでの電力使用量に対する省エネ効果の概算値で、地域・時間帯による違いを考慮に入れた全国平均の値です。地域・時間帯により省エネ効果は変動します。

経済産業省では、企業・家庭向けの省エネ支援を強化しています。企業には省エネ設備への更新や省エネ診断、家庭には高効率給湯器の導入などを支援しています。詳細は「省エネポータルサイト」をご覧ください。

[省エネポータルサイト](#)



経済産業省
資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy

省エネ設備・機器の導入費用の一部を補助します！

令和4年度補正事業 省エネ補助金の概要 ※補助率は中小企業の場合

制御機能付きLED照明やエアコンの取り替えなど設備単位の更新はこちら

省エネ設備として本事業に登録されている設備から選択。複数の設備を組み合わせて申請もできます！

C 指定設備導入事業 下記の様な設備を省エネ性の高い設備に更新する場合も補助金が活用できます。

制御機能付きLED照明	高効率LED照明	高効率空調	低炭素工業炉	産業用ヒートポンプ	変圧器	業務用給湯設備	冷凍冷蔵設備	高性能ディスプレイ	産業用サーバ	など
-------------	----------	-------	--------	-----------	-----	---------	--------	-----------	--------	----

補助対象経費	設備費	補助率	1/3以内
補助金限度額	【上限額】1億円/年度	【下限額】30万円/年度	

先進的な省エネ設備への入れ替えや、工場に合わせた特注品で省エネを図る場合はこちら

設備更新に複数年度かかる場合も申請でき、年度の切れ目無く工事ができます！

A 先進事業 工場や事業所において、既存の設備からエネルギー消費率の高い設備に入れ替えと省エネ対策を行う場合などに、補助金が活用できます。

補助対象経費	設計費、設備費、工事費	補助率	A 2/3以内 B 1/2以内
補助金限度額	【上限額】15億円/年度（非化石設備の場合は20億円/年度）	【下限額】100万円/年度	

B オーダーメイド型事業

効率よく設備を稼働させることで省エネを図る場合はこちら

上記の設備導入事業と組み合わせても活用できます！

D エネルギー需要最適化対策事業 エネマシナジーを用いてより効果的に省エネを図る場合に、補助金が活用できます。

補助対象経費	設計費、設備費、工事費	補助率	1/2以内
補助金限度額	【上限額】1億円/年度	【下限額】100万円/年度	

経済産業省 資源エネルギー庁

中小企業の皆様の皆様

「省エネ診断」を活用しませんか？

エネルギー価格高騰の中、エネルギーの無駄を見つけることが重要です。

企業の皆様の様々な課題、お悩みに応じた診断メニューを用意しています。ここでは、各メニューの概要や、実際に活用された中小企業の皆様の実績・成果をご紹介します。

省エネ診断を受けてみたい！

- 電気代が高いので、電気代を下げる方法を知りたい！
- 普段身近に使っている設備（空調や照明等）の省エネアドバイスを受けてみたい！
- すぐにできる省エネポイントを知りたい！

1 省エネ診断 手軽に省エネ診断を受診可能

省エネの専門家（工務・ビル・事務所・店舗・病院・福祉施設・学校・宿泊施設などを訪問し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけます。

支援事例 適切な空調の設定温度等、コストをかせずに電気代を削減！従業員の省エネ意識も向上！LED照明に更新した場合の想定される導入コストと電気代の削減額を把握でき、設備更新を行うきっかけとなった！

※登録設備種類として登録されているエネルギー・関連設備や空調・照明・電力等の数社（令和3年3月24日時点）22社からの連携による事業。

受診費用：約5,000円～16,000円

省エネ+再エネ提案の診断を受けてみたい！

- 自社でも省エネをしているけど、更なる省エネをするにはどうしたらいい？
- 工場・ビル等の全体の省エネ診断を受けたい
- 再エネ提案も含めて提案してほしい！

2 省エネ最適化診断 省エネ+再エネ

エネルギーの専門家（現場）に赴き、原則1日でエネルギーの使用状況を診断します。診断の結果、お金をかけずに出来る省エネ・設備投資による省エネに加え、再エネ設備導入等、包括的な省エネ提案とともに提案します。これまでに幅広い業種の方が受診し、省エネによるコスト削減を実現しています。

支援事例 空調設定温度を1℃緩和することで年間約55万円のコスト削減！設置場所や日射条件も考慮の上、太陽光発電設備導入を提案

※一般社団法人省エネセンターに登録されているエネルギー・合理化専門家。

受診費用：診断費用の1割程度

省エネで経営改善したい！

- 省エネ診断を受けたけど、その後どうしたらいいの？
- 設備更新の計画をどう立てていけばいいの？
- どんな補助金や税制が使えるのを知りたい！
- 無駄が多いので生産性をあげたい！

3 省エネ相談地域プラットフォーム （省エネお助け隊）

お近くの省エネお助け隊が、省エネ取組に関するサポートをきめ細やかにいたします！豊富な支援実績を持っているエネルギーと経営の専門家が、経営改善につながる省エネ提案や設備更新の計画立案をお手伝いします。加えて、お得な補助金や税制の紹介もします。

支援事例 製造業の省エネ・経営改善支援を通じて、高性能なボラの導入と生産ラインの改修による効率化を提案！実際に補助金を活用して年間約150万円のコスト削減と、生産効率20%の向上を実現！

※各都道府県毎に地域密着型の省エネ支援部隊を構築予定。

受診等費用：省エネ支援に係る費用の1割程度の負担

更に、設備投資を検討されている方はこちら

<パンフレット一覧（経済産業省資源エネルギー庁HP）>
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html

1. 「蛾類の飛来を防ぐ超音波防除技術 標準作業手順書」を公開

- 超音波を用いた防除により殺虫剤の散布回数を削減 -

2024年11月22日

概要

農研機構は、11月22日に「蛾類の飛来を防ぐ超音波防除技術 標準作業手順書」を公開しました。

多くの蛾類は聴覚器官(耳)を持ち、虫を捕食するコウモリに食べられないよう、コウモリの発する超音波から逃げ出す行動習性を持っています。そこで、蛾類が逃げ出す超音波をほ場の周囲に照射することで、ヤガ類が産卵のためにほ場へ飛来することを阻害できます。

近年、農作物への被害が増加傾向にあるヤガ類のハスモンヨトウ、シロイチモジヨトウを防除対象とした本技術のほ場試験では、産卵数あるいは農作物の被害株数を90%以上抑制し、慣行栽培で施用される殺虫剤の散布回数を最大で約90%削減することができました。

本手順書では、蛾類が逃げ出す「忌避超音波」を広範囲に照射可能な装置の活用方法と留意点を導入事例とともに紹介し、本防除技術の実践までのノウハウを解説します。



【利用方法】

以下のURLより、標準作業手順書のサンプル版(PDF)をどなたでもご覧いただけます。

標準作業手順書全編のご利用には利用者登録(無料)またはログインが必要です。

以下のURLより、「ログイン/利用者登録」のページにアクセスすることができます。

蛾類の飛来を防ぐ超音波防除技術 標準作業手順書

URL: <https://sop.naro.go.jp/document/detail/143>



2. 農研機構のスマート農業施設等の供用を開始します

- 農研機構と共に、農業の明日を創りませんか -

農研機構

概要

2024年10月1日に、「スマート農業技術活用促進法※1」が施行されました。この法律に基づき、農研機構は、「開発供給実施計画※2」の認定を受けた事業者に対する支援措置として、農研機構が有するスマート農業施設等の供用を開始します。また、施設等の供用と併せ、農研機構の専門家の派遣、農研機構のほ場での作物の栽培管理の代行など、事業者からの要望に合わせて必要な協力を行います。

農研機構では、共同研究、有償技術相談など多様な産学官連携の取組を行っています。施設等の供用に限らず、最適な支援について提案していただけるとのことなので、お問い合わせください。

※1 正式名称:農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

※2 正式名称:スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画

農研機構のスマート農業施設等の供用に関するウェブサイト

農研機構のスマート農業施設等の供用に関するウェブサイトの公開を開始しました。利用方法、供用施設等の一覧、利用料金等の詳細については、こちらをご覧ください。情報は随時更新されます。

URL : <https://www.naro.go.jp/collab/sappo/>



スマート農業技術活用促進法に関するウェブサイト

農研機構のスマート農業施設等の供用を受けるためには、スマート農業技術活用促進法に基づき、開発供給実施計画の認定を受ける必要があります。認定の取得方法等の詳細については、以下の農林水産省のウェブサイトをご確認ください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu.html>

全農薬ひろば

ヒイラギ（柊、学名：*Osmanthus heterophyllus*）

モクセイ科モクセイ属に分類される常緑小高木。

名称：ヒイラギは、葉縁の刺に触ると痛いことから、痛いという意味を表す日本語の古語動詞である「疼（ひひら）き・疼（ひいら）ぎ」を名詞としたとされる。疼木（とうぼく）とも書き、棘状の葉に触れると痛いからといわれている。

分布と生育環境：台湾と日本に分布し、日本では本州（福島県・関東地方以西）、四国、九州、沖縄に分布する。

形態・生態：葉は対生し、葉色は濃緑色。革質で光沢があり、長さ4～7cmの楕円形から卵状長楕円形をしている。その葉縁には先が鋭い刺となった鋭鋸歯がある。花期は10月～12月。葉腋に直径5mmほどの芳香のある白色の小花を多数密生させる。実は長さ12～15mmの楕円形になる核果で、はじめは青紫色で、翌年6～7月に黒っぽい暗紫色に熟す。

栽培：陰樹で半日陰を好む性質があり、日陰の庭でも植栽可能である。生長は遅いほうで、乾いた土壌を好み砂壤土に根を深く張る。極端な排水不良地や痩せ地でない限り、場所を選ぶことはほとんどない。

病虫害：庭木の中では病虫害に強いが、ヘリグロテントウノミハムシに食害されると駆除が困難である。防除法として春の幼虫の食害前に農薬（ペルメトリン液剤、クロラントラニリプロール・ピフェントリンエアゾルなど）を散布する。

文化：古くから邪鬼の侵入を防ぐと信じられ、庭木に使われてきた。厄除けの思想から、昔は縁起木として門前に植えられてきた。家の庭には表鬼門にヒイラギ、裏鬼門にナンテンの木を植えると良いとされている。また、節分の夜にヒイラギの枝に鰯の頭を門戸に飾って邪鬼払いとする風習（柊鰯）が全国的に見られる。「鰯の頭も信心から」はこれに由来する。

（一部 Wikipedia 等より引用）



撮影場所：藤沢

花言葉：『先見の明』、『保護』、『用心深さ』

